## ○尼崎市職員団体の登録に関する条例

昭和41年8月25日

条例第30号

改正 昭和53年9月30日条例第49号 平成6年9月30日条例第23号

尼崎市職員団体の登録に関する条例(昭和26年尼崎市条例第83号)の全部を改正する。 (この条例の趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第53 条第1項、第5項、第6項、第9項及び第10項の規定に基づき、本市職員団体(以下「職 員団体」という。)の登録について必要な事項を定めるものとする。

(昭53条例49・平6条例23・一部改正)

(登録の申請)

- 第2条 職員団体は、法第53条第1項の規定により登録を申請しようとするときは、その 代表者を通じて、次の各号に掲げる事項を記載した正副2通の申請書にそれぞれ規約を添 えて公平委員会に提出しなければならない。
  - (1) 理事その他の役員の氏名、住所及び職名(職員でない者にあっては、その職業)
  - (2) すべての事務所の所在地
  - (3) 連合体である職員団体にあっては、その構成団体の名称
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
  - (1) 規約の作成又は変更、役員の選挙その他これらに準ずる重要な行為が、法第53条第3項の規定に従い決定されたこと並びにその投票の日、場所及び結果を証明する書類
  - (2) 法第53条第4項の規定に従って組織されていることを証明する書類 (登録の通知)
- 第3条 公平委員会は、申請を受けた日から30日以内に、登録をした旨又はしない旨を当該申請をした職員団体に通知しなければならない。

(申請書の記載事項の変更等)

- 第4条 登録を受けた職員団体は、第2条第1項に規定する申請書の記載事項若しくは規約 に変更があったとき、又は解散したときは、その事由の生じた日から10日以内に、その 旨を公平委員会に届け出なければならない。
- 2 職員団体は、前項の規定により届出をしようとするときは、その代表者を通じて、正副 2通の届出書を提出しなければならない。

- 3 第1項の規定による届出が、規約の変更、役員の選挙その他これらに準ずる重要な行為 に係るときは、これらの行為が法第53条第3項の規定に従い決定されたこと並びにその 投票の日、場所及び結果を証明する書類を添付しなければならない。
- 4 前条の規定は、第2条第1項に規定する申請書の記載事項又は規約の変更の届出があった場合について準用する。

(登録の効力停止及び取消しの通知)

第5条 公平委員会は、法第53条第6項の規定により登録している職員団体の登録の効力 を停止し、又は登録を取り消すときは、その旨を記載した書面により当該職員団体に通知 しなければならない。

(平6条例23・一部改正)

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、職員団体の登録について必要な事項は、公平委員会 規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和53年9月30日条例第49号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成6年9月30日条例第23号)

この条例は、行政手続法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成5年法律第89号)の施行の日から施行する。